

平成26年9月5日9月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 宍戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	増田 和俊	副市長	高岡 雅樹
副市長	津森 貴行	総務部長	藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長	堂本 昌二	財務部長	部谷 義登
地域振興部長	福永 清三	産業部長 兼農業委員会 事務局長	上岡 譲二
福祉保健部長	森田 和利	子育て支援部長	瀧 奥 恵
教育長	児玉 一基	教育次長	白石 欣也
建設部長	花本 英蔵	水道局長	坂本 高宏
総合窓口 センター部長	岡本 一彦	市民病院部 事務部長	山本 直樹
君田支所長	児玉 義徳	布野支所長	奥川 利裕
作木支所長	加藤 良二	吉舎支所長	木屋 繁広
三良坂支所長	片岡 法生	三和支所長	細美 好宏
甲奴支所長	内藤 かすみ	企業誘致課長	森本 純
選挙管理委員会 事務局長	上野 哲之	監査事務局長	落合 裕子

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長	大鎗 克文	次長	吉川 一也
議事係長	才田 申士	政務調査係長	明賀 克博
政務調査主任	瀧熊 圭治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定 (25日間)
第 2	報告第16号 報告第17号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について)
第 3	報告第18号	繰越明許費繰越計算書の再調製について (平成25年度三次市一般会計 予算)
第 4	議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 議案第73号	三次市子ども・子育て会議条例 (案) (教育民生委付託) 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (案) (教育民生委付託) 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例 (案) (教育民生委付託) 三次市保育の必要性の認定基準に関する条例 (案) (教育民生委付 託) 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例 (案) (教育民生委付託) 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例 (案) (教育民生委付 託) 三次市公告式条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (産業 建設委付託) 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市ワクチン接種費用助成条例の一部を改正する条例 (案) (教 育民生委付託)

日程番号	議案番号	件名
第 4	議案第74号 議案第75号 議案第76号 議案第77号	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）（総務委付託） 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（教育民生委付託） 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託） 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（教育民生委付託）
第 5	議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第81号 議案第82号 議案第83号 議案第100号 議案第101号	個別外部監査契約に基づく監査によることについて（総務委付託） 個別外部監査契約の締結について（総務委付託） 指定管理者の指定について（総務委付託） 工事委託契約の変更について（産業建設委付託） 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（総務委付託） 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（総務委付託） 三次市民憲章の制定について（総務委付託） 過疎地域自立促進計画の変更について（総務委付託）
第 6	議案第84号 議案第85号 議案第86号 議案第87号 議案第88号 議案第89号	平成25年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託） 平成25年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託） 平成25年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託） 平成25年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託） 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託） 平成25年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 6	議案第90号	平成25年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第91号	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第92号	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（予算決算委付託）
	議案第93号	平成25年度三次市病院事業会計決算認定について（予算決算委付託）
	議案第94号	平成25年度三次市水道事業会計決算認定について（予算決算委付託）
第 7	議案第95号	平成26年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託）
	議案第96号	平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第97号	平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第98号	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
	議案第99号	平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）
第 8	議案第102号	平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）（即決）
第 9		常任委員の選任
第10	請願第2号	消費税増税の見直しを求める意見書の提出について（総務委付託）
	請願第3号	消費税5%に戻すことを求める意見書の提出について（総務委付託）
	請願第4号	店舗・住宅等のリフォーム支援事業補助金の継続、充実及び増額を求めることについて（産業建設委付託）
第11		市長から決算に関する総括説明
第12		監査委員から決算審査総体説明

平成26年9月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年9月5日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	39
第 2	報 16	専決処分の報告について（訴えの提起について）	39
	報 17	専決処分の報告について（訴えの提起について）	39
第 3	報 18	繰越明許費繰越計算書の再調製について（平成25年度三次市一般会計予算）	39
第 4	議 62	三次市子ども・子育て会議条例（案）	40
	議 63	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	40
	議 64	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）	40
	議 65	三次市保育の必要性の認定基準に関する条例（案）	40
	議 66	三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）	40
	議 67	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）	40
	議 68	三次市公告式条例の一部を改正する条例（案）	40
	議 69	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）	40
	議 70	三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	40
	議 71	三次市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	40
	議 72	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	40
	議 73	三次市ワクチン接種費用助成条例の一部を改正する条例（案）	40
	議 74	三次市税条例等の一部を改正する条例（案）	40
	議 75	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）	41

日程番号	議案番号	件名
第 4	議 76	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）……………41
	議 77	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）……………41
第 5	議 78	個別外部監査契約に基づく監査によることについて……………50
	議 79	個別外部監査契約の締結について……………50
	議 80	指定管理者の指定について……………50
	議 81	工事委託契約の変更について……………50
	議 82	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………50
	議 83	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………50
	議 100	三次市民憲章の制定について……………50
	議 101	過疎地域自立促進計画の変更について……………50
第 6	議 84	平成25年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 85	平成25年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 86	平成25年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 87	平成25年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 88	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 89	平成25年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 90	平成25年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 91	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 92	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………57
	議 93	平成25年度三次市病院事業会計決算認定について……………57
議 94	平成25年度三次市水道事業会計決算認定について……………57	

日程番号	議案番号	件名
第 7	議 95	平成26年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）……………62
	議 96	平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） （案）……………62
	議 97	平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号） （案）……………62
	議 98	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）……………62
	議 99	平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号） （案）……………62
第 8	議 102	平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）……………65
第 9		常任委員の選任……………71
第 10	請 2	消費税増税の見直しを求める意見書の提出について……………71
	請 3	消費税5%に戻すことを求める意見書の提出について……………71
	請 4	店舗・住宅等のリフォーム支援事業補助金の継続、充実及び 増額を求めることについて……………71
第 11		市長から決算に関する総括説明……………72
第 12		監査委員から決算審査総体説明……………76


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日から、平成26年9月定例会を行います。

開会に当たりまして、8月の豪雨によります災害につきまして、市議会を代表して、一言お見舞いを申し上げます。

8月の記録的な豪雨により、広島市北部において甚大な災害が発生し、多くのとうとい命と財産が奪われ、被災された方への心からのお見舞いと、一日も早い復旧、復興をお祈りをいたしております。

また、本市においても、先般の大雨で被災されました皆様に対して、心からお見舞いを申し上げます。

ここで、お亡くなりになられました皆様に対して、哀悼の意を込めて、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（沖原賢治君） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席ください。

市議会といたしましても、市民の皆さんの安心・安全な生活の確保に向けて、今後とも議会活動を行ってまいる所存でありますので、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより平成26年9月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、須山議員及び吉岡議員を指名いたします。

ここで、増田市長から発言をしたい旨、申し出がありましたので、この際これを許します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本日は、9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、ここで若干の行政報告をさせていただきます。

まずは、8月20日に広島市で発生しました大規模土砂災害において、犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

本市からも、災害派遣医療チームとして市立三次中央病院の医療スタッフ5名を、また広島県看護協会災害時看護支援本部からの要請により、災害支援ナース1名を派遣しました。また、あす9月6日から30日までの間、保健師を計画的に派遣していきます。なお、一般職員の人的支援につきましては、県市長会で必要な業務への支援を統一的に行うということで集約をいたしておりますので、その調整を待っているところであります。備北地区消防組合では、発生翌日の8月21日から29日までの間、1日1隊、延べ人員102名を派遣し、交代で行方不明者の捜

索活動に当たりました。市役所、支所等では、8月25日から義援金の受け付けを行っています。私も8月28日に、安芸高田市長、庄原市長ともども広島市役所へお見舞いに伺いました。現地の惨状を聞くにつけ、被害の甚大さと山積する課題に心が痛む思いであります。一日も早い被災地の復興と皆さん方の生活の再建を御祈念申し上げたところであります。本市といたしましては、できる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。また、行政の最も重要な使命は、市民の皆様方の生命や財産を守っていくことと改めて感じるとともに、防災、減災の取り組みを市民の皆様方と力を合わせながら進めていくことがいかに大切であるかということを実感をいたしましたところであります。

8月5日から6日にかけての本市の集中豪雨では、まことに残念であります。お一人がお亡くなりになりました。重ねて謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に対して心よりお悔やみを申し上げます。その際、200件を超える災害が発生しており、現在、被災箇所の復旧に向け、全力を挙げて取り組んでいるところであります。危機的状況の中、国、広島県、警察署、消防団、消防署及び関係機関の皆様方の御協力によりまして、被害を最小限度にとどめることができましたことに対しまして、深くお礼と感謝を申し上げます。今議会では、先ほどの広島市への義援金とともに、これらの災害復旧に係る補正予算をお願いをさせていただいておりますので、議員各位には何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、新庁舎建設工事につきましては、ほぼ順調に進んでおり、いよいよ10月中旬には完成する予定であります。10月26日には完成式及び市民向けの見学会を予定をしております。東館改修工事の終了までは、市民の皆様方には御不便をおかけいたしますが、住民サービスの質を落とすことなく、周辺の皆さんの御理解をいただきながら、工事完了まで安全で確実な工事の執行に努めてまいります。

続きまして、8月29日に公表されました、国が実施している小学校6年生及び中学校3年生を対象の全国学力・学習状況調査、調査対象教科は国語、算数、数学の結果について御報告をいたします。

昨年度は、小学校において、市平均正答率が全ての教科で県平均を下回るという大きな課題がありましたが、今年度は小学校、中学校とも、市平均正答率が全ての教科で全国平均、県平均とも上回りました。特に、小学校国語の活用問題、算数の基本的な問題では、国の平均を5ポイント以上上回り、大きく改善をしました。また、これまで継続した課題であった記述式問題の正答率も向上いたしております。各学校における一人一人の実態に応じ、自分の考えをノートにしっかり書かせる指導の成果があらわれたものと考えます。この調査結果につきましては、現在、各学校において、結果分析、改善策を講じ、具体的な取り組みを進めており、また教育委員会におきましても、詳細な分析を行い、学校別、教科別の指導等を実施すると聞いております。今後とも、確かな学力を育み、未来につながる子どもたちを育てる施策を進めてまいります。市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、本定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 29 日までの 25 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は 25 日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 2 報告第 16 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

### 報告第 17 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第 2、報告第 16 号及び報告第 17 号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第 16 号及び報告第 17 号の報告 2 件について、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第 16 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第 17 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い、訴訟事件に移行することとなったことにより、訴えを提起することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告 2 件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 報告第 18 号 繰越明許費繰越計算書の再調製について（平成 25 年度三次市一般会計予算）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第18号繰越明許費繰越計算書の再調製についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第18号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第18号繰越明許費繰越計算書の再調製について御説明申し上げます。

本件は、平成26年6月三次市議会定例会において、報告第11号で御報告申し上げました平成25年度三次市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、財源内訳の変更がありましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき再調製し、御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第62号 三次市子ども・子育て会議条例（案）

議案第63号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

議案第64号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

議案第65号 三次市保育の必要性の認定基準に関する条例（案）

議案第66号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

議案第67号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）

議案第68号 三次市公告式条例の一部を改正する条例（案）

議案第69号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第70号 三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 三次市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第72号 三次市農林業集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第73号 三次市ワクチン接種費用助成条例の一部を改正する条例（案）

議案第74号 三次市税条例等の一部を改正する条例（案）

議案第75号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第76号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第77号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第62号から議案第77号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第62号から議案第77号までの議案16件について、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第62号三次市子ども・子育て会議条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法が平成25年4月1日に一部施行されたことに伴い、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し、必要事項を規定するため、三次市子ども・子育て会議条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、三次市子ども・子育て会議の組織、委員の任期及び会議等について定めようとするものであります。

次に、議案第63号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を規定するため、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、家庭的保育事業及び小規模保育事業等の設備の基準、職員、保育時間及び保育の内容等について定めようとするものであります。

次に、議案第64号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定するため、三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員、運営に関する基準等について定めようとするものであります。

次に、議案第65号三次市保育の必要性の認定基準に関する条例（案）について御説明申し上げ

げます。

本案は、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、保育の必要性の認定に関する基準を規定するため、三次市保育の必要性の認定基準に関する条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、保育の給付を受ける資格及び保育の認定基準について定めようとするものであります。

次に、議案第66号三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を規定するため、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、放課後児童健全育成事業の一般原則、職員の一般的要件、設備の基準及び開所時間等について定めようとするものであります。

次に、議案第67号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、放課後児童クラブの設置及び運営に関し、必要事項を規定するため、三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例を定めようとするものであります。

その主な内容は、放課後児童クラブの名称及び位置、対象児童の範囲、開設時間及び保護者負担金等について定めようとするものであります。

次に、議案第68号三次市公告式条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市公告式条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、引用条項を改正しようとするものであります。

次に、議案第69号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1及び別表第3において、「母子自立支援員」の名称を「母子・父

子自立支援員」に改め、子ども・子育て会議委員の職名及び報酬額を規定しようとするものであります。

次に、議案第70号三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市ふるさとプラザの業務及び指定管理者の指定期間等を改正するため、関係条例である三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、吉舎ふるさとプラザの業務に「特産品を利用した飲食物の提供等」を加え、指定管理者の指定期間を現行の「6年間」から「3年間」に改めるほか、別表において、喫茶室の利用料金を規定しようとするものなどであります。

次に、議案第71号三次市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、新たに三次駅西駐車場を設置すること等に伴い、関係条例である三次市駐車場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1中、三次駅西駐車場の名称及び位置を規定し、別表第2中、三次駅前駐車場の利用料金を改正し、三次駅西駐車場の利用の区分及び時間、利用料金を規定しようとするものであります。

次に、議案第72号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、茂田農業者健康管理センターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、茂田農業者健康管理センターの名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第73号三次市ワクチン接種費用助成条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年7月2日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市ワクチン接種費用助成条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、水痘が定期の予防接種の対象疾病とされ、ワクチン接種費用助成が不要となること等に伴い、附則において、三次市ワクチン接種費用助成条例の執行及び経過措置を規定しようとするものであります。

次に、議案第74号三次市税条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に施行されたことに伴い、関係条例である三次市税条例及び地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、固定資産税の課税標準の特例の対象となる償却資産を追加し、引用条項を改正しようとするものであります。

次に、議案第75号次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市福祉事務所設置条例及び三次市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、「母子及び寡婦福祉法」の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴う語句の改正、配偶者のない男子に関する定義規定の追加による改正であります。

次に、議案第76号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例外2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、引用条項を改正しようとするものであります。

最後に、議案第77号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月25日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例外3条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、引用条項を改正しようとするものであります。

以上、議案第16件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 議案第70号同じく議案第71号について御質問いたします。

議案第70号三次市ふるさとプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）ですけれども、この中で、指定期間が6年から3年に改正をされる案でございますけれども、6年から3年にする理由について伺いをいたします。3年間よりも6年間のほうが経営計画を立てるにも立てやすいという感じがいたしますし、一方、非公募であるから3年間にされるのか。その辺についての考え方をお伺いします。

議案第71号三次市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）ですけれども、最後の附則のところの2項、中段移行、この条例の施行日における使用料の規定は、同日の状況を勘

案し、その全部または一部を免除することができると思いますけれども、この解釈の仕方についてお伺いをいたします。

(地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永地域振興部長。

○地域振興部長(福永清三君) 吉舎のふるさとプラザの指定管理期間を3年にする理由でございます。

本市の場合は、原則的に非公募は3年、公募は6年の適用をしております。吉舎ふるさとプラザにおきましては、地元から地域で活用したいという意向を現在受けております。施設の改修も現在進めておりまして、そのため非公募の施設として指定期間を3年としたいということでございます。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 附則2の2項の経過措置の解釈の仕方についてということでございます。

これは、駐車場を整備した後に、供用開始まで駐車していた車があった場合、例えば周辺施設の利用の利便性を勘案いたしまして、駐車場の利用を認めていた場合など、料金の発生開始日時を知らずに駐車していた方が駐車場を出ようとしたときに、料金の支払いを初めて知って、料金の支払いを行わざるを得ないといったような不利益が生じないように、減免、免除ができることを記載したものでございます。実際には、供用開始の周知を事前に行うことで、こうした事例が発生しないように周知にもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 駐車場の管理条例の件の経過措置は、1日限りこの適用を行うということでよろしゅうございますね。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 今までは有人等の駐車場が多かったわけですが、今回の関係で機械の設置にしようというふうに、無人化しようというふうに考えております。ですから、いつ出られるかということがわかりません。1日駐車して出られるか、あるいは2日間で出られるか、そういうところはわかりませんので、現在のところは、申し上げられませんが、柔軟に対応していきたいと。できるだけそういうことがないように、周知をまず図ることを最優先したいと考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○9番(宍戸 稔君) 議案第62号から議案第67号に関する質問になろうかと思っておりますけれども、子

ども・子育て会議を今回条例で設置しようということでございますけれども、既に昨年の12月において、三次市においては子ども・子育て会議というのを委員を委嘱されて設置されております。その会議と今回条例で設置されようとする会議の違いというところをお伺いしたいというふうに思います。

また、今まで3回、この会議を行っておられますけれども、この会議において出された意見等はどのように集約されて、今回の関連3法が改正されることによって、三次市における条例に生かされておられるのかというところをお伺いしたいというふうに思います。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 今回の子ども・子育て会議でございますけれども、今回の条例では、子ども・子育て支援法に基づきまして、はっきりとこの支援法に基づく施策について調査、審議する機関として、このものを定めようと、設置をしようとするものでございます。おっしゃっていただいたように、昨年の会議でいきますと、12月25日から子ども・子育て会議のほうを設置をして御意見等をいただいております。その中で、この設置については任意となっておりますけれども、広く皆さんの御意見をいただくという思いも持ちまして、この要綱を定めておりましたが、今回改めて、やはり条例に、国の施策にのっとるように、調査審議する機関として定めようとしているものでございます。

12月25日に第1回目を開きまして、今回、子ども・子育て支援計画を立てるに当たりましては、ニーズ調査をする必要がございますので、主にはそういう内容について御審議をいただきました。それから、ニーズ調査を1月、2月にかけて行いまして、5月22日に2回目を開催いたしておりますけれども、今回の計画を立てる中で、保育のアンケート調査をもとに、保育の必要量といえますか、量を機械的に国の計算式にのっとりやる必要がございますけれども、そのニーズ量がどうだったのかということをお示しする中で御議論いただいたところでございます。3回目の8月25日に開催をいたしましたけれども、ここは先ほど言いました機械的に出る量に対して、市町の実態、アンケートの結果によればニーズ量がこれぐらい出るということがあるんですけれども、それが市町の実態に対してどうかということで、市町が補正をかけるようなシステムになっておりまして、その市町の補正のあり方、こういう考えで補正をかけていきたいということをお諮りして御議論をいただいたところでございます。

なお、この結果につきましては、まだ皆さんのほうに広く周知をしてございませんので、今後、今、市のホームページ等で公開するように準備を行っているところでございまして、この御意見をいただきながら、今回、今年度末までに策定をいたします子ども・子育て支援計画に御意見を反映していきたいと思っております。

(9番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○9番(宍戸 稔君) ですから、3回開かれたと言われましたけれども、現在ある任意でつくった子ども・子育て会議と条例で設置する子ども・子育て会議というのの違いを明確に示していた

だきたいというふうに思うんですけども、委嘱される委員の方は違うのか。例えば。そういう任期がどうなのか。任期は書いてあるんですかね。そこら辺で、私は今まで3回行われたというのは、国から示された基準について、このことが三次市にどうなのかというところを広く委員の皆さんを通して聞かれたというふうに思うんです。ですから、国の基準どおりにやるのがいいのかがなかというところも含めて、どうだったかということがお聞きしたい。議案第67号までの関連の条例にそれがどのように生かされたのかというところがあればお聞きしたいというのが趣旨なんです。

他の市町では、パブリックコメントをされとるというふうに聞かせていただいて、それもホームページ等に公開されております。それを、条例等に生かすという取り組みをされておるのが若干三次市とは違うなというふうに受けとめさせていただいたのでこのような質問をさせていただきますけども、いかがでしょうか。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 今回の条例案につきましては、内容的には委員も附則で書かせていただいておりますように、委員等は同じ委員さんで続けてやっていただくようにしております。それから、繰り返しになりますが、今回条例化をするということは、子ども・子育て支援法の77条の1項に規定をされておりますこの審議会その他の合議制の機関として、この委員会を位置づけさせたいというものでございます。

それから、現在審議をいただいておりますものは、当然計画にのせて、計画づくりの参考にさせていただくということでございまして、それをそこでの意見というのは、これが今現在、三次市には次世代育成行動計画という広く子どもに対する、いわゆる総合計画のようなものがございまして、今回のはある意味事業計画でございまして、機械的に保育の量がどうかというようなことを定める実施計画的な計画でございまして、その分の公表につきましては、本市におきましては、今後、計画の素案を近々というか、秋につくりまして、その後にパブリックコメント等をいただいて、本年度内の最終案に持っていきたいということで考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(13番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福岡議員。

○13番(福岡誠志君) 私も議案第62号から議案第66号までの子ども・子育て支援新制度にかかわる条例案について、総体的にちょっと聞かせていただきたいと思います。

この条例改正案が出されて、いよいよ来年、平成27年4月から、新たな子育て新支援制度が本格的にスタートするというところでありますけれども、保育の環境であるとか幼児教育の環境というのが、自治体の裁量によって、場合によっては大きく変化をするのではないかとということも私は一部思っているところであります。

そこで、今答弁にありましたように、アンケート調査を実施して、その保護者あるいは市民の皆さんの保育のニーズであるとか、あるいは幼児教育のあり方、そういったものをアンケー

ト調査において実施をしたということでありませぬけれども、このアンケート調査というのを、我々も知りたいというふうに思っています。そのアンケート調査結果を議会に対しても公表していただいて、この計画の策定の段階から議会もいろいろと意見を申し述べる環境を、やはり執行部としても整えていただきたいというふうに思うわけですけれども、その点について伺いたいというのが1点。

それと、ちょっと先ほどの答弁ではつかみ切れなかつたんですけれども、次世代支援行動計画と子ども・子育て支援計画の違いについて、もう少し詳しく御説明を願いたいというふうに思うのが2点目。

そして、3点目に、この新制度がスタートすることによって、保育所あるいは幼稚園を利用する利用者、あるいは運営するほうも、大きく制度が変わることによって、保育所の申し込みであるとか、いろんな環境も変わってくるんだらうと思います。例えば、利用者からいうたら、保育の必要レベルに応じた支給認定が導入されると。子どもを幼稚園、保育園、認定こども園、認定外保育園などに預けることを希望する場合、この支給認定が必ず必要になると。あるいは、認定の区分は子どもの年齢や保育の必要性、働く親の時間によって異なり、5つに区分されていくなど、利用者からしても大きく変わるのではないかとこのように推察をしておりますけれども、その辺についての周知というのは、本当に早急に必要なんだらうと思います。27年4月といえは、もう半年しかありませんし、行動計画というのが、先ほどの子ども・子育て支援計画というのがいつ策定をされるかわかりませぬけれども、その策定というのも急がなければいけないのではないかとこのように思うんですけれども、今のことについて答弁お願いできればというふうに思います。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) このアンケートの結果につきましては、早い段階でホームページ等での公表、あるいは議会へのお示しをさせていただきたいと思っております。

それから、このことのちょっと順番が狂うかもしれませんが、この制度が変わるとこのことの周知につきましても、広報でありますとかホームページ等で公表したいと思っておりますし、現に、幼稚園なり保育所に通われている保護者の方には、また別なよう制度の概要についてもお知らせをしたいと考えております。さらに、今回認定という事務が出てまいりますけれども、現在でも保育に欠けるということの定義の中では就業されているとか、今回保育の必要性の認定基準に関する条例というのも出させていただいておりますが、そのことが今回のことで厳しくなるというふうには思っておりませぬので、保育所のほうへ申し込みを受けていただくときに、そういう不利益といいますか、今までは入れたのにとこのことは余り考えてませぬ。それから、確かに、標準時間と短時間というようなことで区分分けが、さっき言っていただきましたように、3歳以上、3歳未満でございますとかということが出てまいりますけれども、そういうことの資料も、就業しているという中ではちょっと詳しく資料を出していただくというような作業も出てくるかと思っておりますけれども、現に今、保育所なり幼稚園に入っている子

どもさんについては、継続的に入所していただけるという経過措置もございまして、今後において、先ほど繰り返になりますけれども、保育の必要性の認定というのが、今の基準より厳しくなるものではないと考えておりますので、そういう意味での入っていただくときの不便性というか、そういうことはないのではないかと考えております。

いずれにしても、今回国が定めます基準にのっとってやっていくということでございますが、現在、入っていただいている、あるいは公立保育所、幼稚園のほうにつきましては、前回の全協の中でも御説明をさせていただきましたけれども、大きく変わるというか、認定という事業は出てまいります、それは市が認定するという作業が出てまいりますので、大きく変わる点はないと考えております。

次世代行動計画の件でございますけれども、次世代行動計画は、現在平成17年から26年までの計画で、前期、後期を合わせまして、今は後期のほうで22年から26年ということでございまして、いわゆる次世代行動計画は、子育てに係る総合計画でございまして、保育の充実でございますとか、地域における子育て支援、母子及び乳幼児の健康増進、教育環境の整備、職業生活、家庭との両立の推進など、少子化対策推進のためのさまざまな内容が盛り込まれておるところでございます。後期計画は26年までの期間で終了いたしますが、保育の充実や地域における子育て支援の推進等の分野につきましては、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、その内容を引き継ぐよう、計画に盛り込んでまいりたいと思います。また、母子及び乳幼児増進計画等、もし単独の推進計画が図られる、単独のものがない場合については、今回の計画の中にその内容を引き継いだもので今回の事業計画を策定したいというふうに考えております。

(13番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福岡議員。

○13番(福岡誠志君) 今、聞く限りでは、私は保護者でもあるんですけども、なかなか新しい制度について、理解しがたいところは多々ありますので、やっぱり計画を早く策定をしていただいて、保護者なり事業者なり、そういったところに早く説明をしていただきたいというふうに思うのと同時に、先ほど、次世代育成支援行動計画は26年度までということでありましたけれども、この行動計画につきましては、先ほど、行政でいう総合計画のようなものだというふうな答弁がありましたけれども、これは27年度以降というのは策定をされないということで理解をしてよろしいでしょうか。子ども・子育て支援計画の中にそれらも盛り込まれるということに理解をしていいのかどうかというところを答弁をお願いしたいと思います。

いずれにしても、この子育ての環境というのは、自治体の、この三次市の考え方、裁量によって大きく変化をするかもわからない、この法律ですので、このことについて、教育民生常任委員会でもしっかりと御議論願いたいというふうに思ひまして、先ほどの質問について答弁をお願いしたいと思います。

(子育て支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て支援部長。

○子育て支援部長(瀧奥 恵君) 現在あります次世代育成行動計画につきましては、今後任意の

設置ということになってまいります。本市につきましては、現時点では先ほど申し上げましたように、引き継ぐべき内容のものにつきましては、今回年度内で策定をする予定にしております子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第68号から議案第70号及び議案第74号、議案第76号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第62号から議案第67号及び議案第73号、議案第75号、議案第77号を付託いたします。

産業建設常任委員会に議案第71号及び議案第72号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第78号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第79号 個別外部監査契約の締結について

議案第80号 指定管理者の指定について

議案第81号 工事委託契約の変更について

議案第82号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第83号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第100号 三次市民憲章の制定について

議案第101号 過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第78号から議案第83号及び議案第100号、議案第101号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第78号から議案第83号までの議案6件、議案第100号及び議案第101号の議案2件、合わせて議案8件について一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第78号個別外部監査契約に基づく監査によることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市が出資しているものの監査について、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を行うため、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第79号個別外部監査契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、蟬川公司氏と350万円を上限とする金額で個別外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定により、市

議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第80号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市農業交流連携拠点施設の指定管理者を指定することについて、株式会社広島三次ワイナリーをその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第81号工事委託契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、芸備線三次構内中原踏切拡幅において、西日本旅客鉄道株式会社と締結している工事委託契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、契約金額を「2,802万5,000円」から「1億6,210万6,000円」に変更しようとするものであります。

次に、議案第82号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、栗屋町中垣内、小森、大平辺地及び甲奴町福田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第83号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月に策定しました甲奴町有田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第100号三次市民憲章の制定について御説明申し上げます。

本案は、合併10周年を契機として、郷土への愛着を醸成し、さらに一体感のあるまちづくりを目指して、市民の理想と生活目標を示すために、三次市民憲章を制定することについて、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第101号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに農業交流連携拠点施設整備事業ほか41事業を追加し、若者帰三促進事業及び活力ある地域づくり総合支援事業補助金の事業名等を変更し、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第79号の個別監査契約の締結であります。これ蟬川さんですか、なった経緯と、なぜ選任されたのかお尋ねをしたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) 今回、議案として出させていただいております蟬川氏でございますが、中国公認会計士、個別外部監査を御依頼をする方として、まず公認会計士の方がよかろうという判断が1点目にございました。その上で、公認会計士協会の中国支部に御推薦を依頼をさせていただきました。中国支部では、推薦委員会をつくられて、その中で今回の氏が適任であるということで御推薦をいただいたということで、議案として提案をさせていただいているわけですけれども、このたび株式会社暮らしサポートみよしの個別外部監査をお願いをするに当たりまして、3月の議会、総務常任委員会でも御意見もいただいておりますし、その御意見の中で、組織の運営のあり方等についても御意見もいただいております。そういったことも踏まえて、公認会計士協会の中国支部に推薦をお願いをしたという経過でございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) いずれも前回、前々回も公認会計士の協会に依頼をして選任をされとるわけですが、今までも公認会計士の報告書、外部監査報告書がやはりいいのもあったり悪かったりするとは思いますが、中身をしっかり精査をして、契約をするということでない、ただ単に協会任せということになってはいけないんじゃないかと思うんです。ちゃんと今までの実績や中身について議論した上で契約すると。350万円も出すわけですから、しっかりとした報告書も出してもらわないけんということになれば、やはり三次市独自の判断というのが必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) 今回の件につきましては、そういったことも含めて、公認会計士協会の中国会へ推薦を依頼いたしました。その結果として推薦をされたわけですが、その中には、御本人が、広島県でありますとか、福山市の包括外部監査に携わっておられる、そういう経験もあるということも推薦の一つの根拠になったというふうに思われますが、市としても、そういった経歴も考慮して、本市として同氏に個別外部監査の監査人として選定をさせていただこうという最終的な判断をしたということでございますので、推薦をされた方をそのままということではなく、本市としても、一定の御本人の御経歴でありますとか、今までどのような分野で御活躍をされていたのかということも考慮して選定をさせていただこうとしているところでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(18番 國岡富郎君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 國岡議員。

○18番(國岡富郎君) 今、福山の監査をやられたというふうに、人だから大丈夫だというふうに言われましたよね。きょうの新聞、包括外部監査、福山の関係はどうだったんですか。ワー

ストじゃなかったんですか。私ちょっと新聞を持っておりませんから何なんですけども、きょうの中国新聞には福山の監査は悪いほうであったように記憶いたしております。何かそこを調査をしたところ、京都市の監査は大賞をもらっておりました。出雲市も何かの賞をもらっておりましたけども、福山はワーストじゃなかったかと思うんですがね。そういうところが大丈夫なんですか。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) 包括外部監査の評価、これは市民オンブズマンの団体で独自でされている評価だというふうに認識をしておりますが、福山市の評価がどこにあったのかというのは、ちょっと私も確認ができておりませんが、先ほど申しましたけども、福山市の包括外部監査にもかかわってはおりますが、広島県等にもかかわっておられまして、そういった行政の外部監査に広くかかわっていらっしゃるという全体的な部分で評価をさせていただいているようなことでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 1点だけお伺いします。

議案第81号の工事委託契約の変更について伺いますが、変更前の金額が2,802万5,000円、変更後が1億6,210万6,000円ということで、約1億3,400万円の増額になっておるんですが、この増額となった主な内容についてお伺いします。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 増額となった理由と内容でございますけども、ことしに入りまして、JRから中原踏切の工事は信通、いわゆる信号とか通信の電気工事のことでございますけど、信通工事の設計も含めておおむね完成まで12カ月の期間が必要であるという話がありました。それで、そのために6月議会で繰越明許を提案させていただきまして議決をいただいたところです。一方で、JRと工事工程を精査する中で、軌道工事につきましては、JRの基準の中で、運転保安の面から、5月下旬から9月下旬の約4カ月間ですけども、これを夏期とか酷暑期というそうでございますが、その間は工事を行うことができないので、三次駅周辺整備事業と一体的に完成させるためには、信通工事の設計及び軌道工事の材料製作、この軌道工事の材料製作といいますのは、いわゆるレールとか、同じレールで構成される分岐器、ポイントともいいますが、そういった材料製作について先行して着手する必要があるよということで、先行着手部分について、ことしの6月3日付でJRと当初の基本協定を、ここに書いてございます2,802万5,000円で協定を結ばさせていただきました。

今回、先行した信通の工事、その設計が進みまして、全体工事の概算額も整ってきましたため、協定変更として、中原踏切拡幅の全体工事額約1億6,000万円、ここへ書いておりますけ

ども、それについてJRと契約締結する議案を提案させていただいたわけでございます。それで、主な内容でございますけど、変更前のものは、先ほど少し触れましたけど、信通工事の設計、積算及び軌道工事、レールの、あるいは分岐器、ポイントです。その材料製作費がこれに当たります。そして、1億6,210万6,000円の主な内容は、これは全ての工事費でございます。そして、鉄道施設の軌道の撤去、そして新設、どうしても踏切の前後のレールも撤去、新設ということになります。0番乗り場のほうのレールも撤去いたします。そして、信通工事、道路施設、これは踏切にかかわる道路部分のブロック擁壁とか、そういった土木工事も全て含んだものでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 増額となったのは、工期等諸事情によって、暫定的に先行してやらなければならなかったから、当初の金額で契約をして、当然この1億6,000万円余りの金額に増額するということは初めから予定をされていたということだろうというふうに理解してよろしいかどうか。当然ながら、最初からそういったことがわかっておれば、この金額で当初の契約をできなかったのかということ、そこが早くスタートせざるを得ないために、この最初の2,800万円で暫定契約をして、後でまた増額の変更をするということが、あらかじめ予想されていたというふうに理解していいんかどうかお伺いします。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 工期の制約という、できれば踏切工事も駅周辺整備事業と一体的に完成させたいという思いがもちろんありました。それで、やはり工期の関係が影響がなければ、もう全体のものを把握して、今回のような金額で協定を結べたら一番よかったんですけども、やはりどうしても信通、いわゆる信号及び通信、そういったところの積算については、それ以外については市でもできますけども、それらの積算については、どうしてもJRに頼らざる、委ねなくてはいけないという部分がございます。そういうこともありまして、やっぱり時間がかかるということで、先に先行してできる信通の設計あるいは積算、そしてレールについては、もう何キロレール、今はニュートンと言いますけど、1メートル当たりの重さが50キロあるとか37キロとか、そういった規格がもう決まっていますので、そういったものは事前に調達できるという部分で、やはり工期を守らなくては、できるだけ早く一体的に完成したいというところで、こういう手法をとらせていただきました。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 結論的に申し上げますと、JR西日本さんが、三次市に対して配慮してくれたということで、御理解をいただければと思っております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第80号の指定管理者の指定について、数点質問をさせていただきたいと思いますが、8月26日の全員協において、いわゆる指定管理者制度導入に係る基本方針というのが示されたところであります。その中でも、一部質問もあったというふうに思いますけれども、今回農業交流連携拠点施設を非公募として選定する理由、これを再度質問させていただきたいと思います。特に、指定管理者制度については、市民ホールの選定するときにもお話も申し上げましたとおり、大原則あるいは大前提というのは公募であるというのが大前提であろうかと思えます。特に、今回のように収益性の高い施設においては、公のあるいは民間団体の経営ノウハウを利用してという効率の観点から、公募による指定管理者の指定というのが大原則で行わなければいけないと思っておりますけれども、さきの基本方針の中で非公募とする理由、こういったものも掲げられておりますけれども、今回、株式会社広島三次ワイナリーを選定をするという、非公募で、随契で、正当性はどこにあるのか。これをまず1点目にお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、株式会社広島三次ワイナリーは第三セクターで三次市が筆頭株主であるということ、それから今現在の代表取締役社長が、この3月までは三次市の総務部長であって、その方の会社、その人物の会社を非公募で随契で選定をするということが、私自身は著しくその公平性を欠くというふうに考えています。特に、先ほど言いましたように、収益性の高い施設においては、公募においてその選定をされるべきだろうというふうに思います。こういったところが、選定委員会の中でどのように議論されたかということをお聞かせいただきたいと思えます。

3点目が、施設内に位置をしますパン工房、パン工場と言っている、それについては、今回指定する指定管理者が直営として運営されるのか。別途民間の別の企業を募集するのか。募集の仕方、選定の仕方、これについてお伺いしたいと思えます。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） 今回、議案第80号でお願いしております指定管理者の指定につきまして、まず1点目の非公募とした理由につきまして御答弁申し上げます。

今回、非公募とした理由につきましては、先般にありました全員協議会で示させていただいております基本方針の中の2番、その中に、これまでありますように、手続に関する条例施行規則第2条第1項の特別な事情ということはどうように考えるかということで3点示しております。その中の特殊性というものを今回の施設については該当するというので非公募とさせていただき、ワイナリーを今回指定管理者として議案とさせていただいております。

まず、その特殊性という理由ということでございますが、この施設の設置目的はあくまでも農業生産力の強化、販売力の強化でありまして、施設の運営に当たっては、農業生産者との意思疎通を行っていくということが非常に重要な点になっております。その農業生産者の包括的な連合体というものは、言わずと知れずJAということになります。この施設の管理運営は、一般的な指定管理とは異なって、普通のように市単独でやるのではなく、関係者との連携によ

るサービス提供が不可欠であるという、いわゆる農業政策上の必要性がございます。このようなことを背景として、先ほど申しました農協等が参画しております経営戦略会議という、これまでも御説明しておりますが、そのような協議を行う中で、この市の指定管理と連携するという、そのような特殊な経営環境、経営形態をとらせていただくということがまず1点ございます。

その特殊な管理経営環境の中で、この運営を行うためには、先ほど申しました設置目的のもとに農業生産者との意思疎通、これを迅速、的確に行うことが求められているということともに、経営戦略会議の中でも、農協等の関係者との連携協力というのが非常に重要なものとなっております。このような特殊な管理運営環境と、その運営についても意思疎通、連携協力という能力というものが求められるという、そういう特殊性も2点目として持っております。

このような2つの条件を満足し得るのは、今回、先ほど申されたように、三次市と農協が主に出资しております第三セクターである広島三次ワイナリーが、その設立目的、そして市と農協との共同出資である設立形態等に対して唯一のものであると判断したということで、この非公募という取り扱いをさせてもらったものであります。

それから、2点目の選定委員会の理由につきましても、選定委員のほうでは、その経営に関する見込み等についての御意見はいただいておりますが、非公募について特段の御意見はいただいております。

それから、3点目のパン工房についてでございます。

パン工房については、このワイナリーではなく、他のパンを焼いて提供でき得る主体を求めように公募をさせていただくように考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 今ると特殊性について言われましたけども、今お話をされた特殊性というのは、いわゆる三次の特産品、特に農業に関する農産物の特産品について、農協と連携することが大切である。それが特殊性であるということをしきりとおっしゃったところで、ワイナリーでなくてはならない特殊性というのは違おうかと思えます。現に、今現時点、農協が市内の特産品であるとか農作物を集荷して、広島市内のスーパーであるとか民間の団体に対してインショップという形で特産品を卸しておることから考えると、いわゆる経営、販売というところからいうことと、農産物と農協の連携というところからいうところという、十分民間の活力を活用するというので、公募という形が成り立つだろうというふうに思えます。

さらに、話がしっかり聞けませんでしたけれども、市の天下りという批判も含めて、そういったものの部長が取締役社長でいるようなところを非公募で、さらに随契という形で選定をしていくというのが本当に公平性が認められることになるのかどうなのかというのを、やっぱり市のほうで選定するに当たっては、真剣に議論される必要があろうかと思えますし、私自身は、株式会社広島三次ワイナリーがすばらしい会社だと思っておりますから、余計にこういった公共性あるいは公益性の高い施設においては、公募という形で正々堂々と応募していただいて、

そこで選定をするという形が望ましい姿であろうというふうに思います。

さらに今、最後にもう一点聞かせていただきたいと思います、パン工房、いわゆるパン工場についてですけれども、これは市のほうで公募を考えておるといふふうに申されましたけども、この運営、経営というのは、先ほどの今指定される指定管理者全体の経営管理とは別な形でまた運営をされようとしているのかどうなのかというのを、再度お聞きしたいと思います。

(特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長(堂本昌二君) 重ねて申し上げるようではありますが、先ほど議員の御指摘にありましたように、この施設については、農業の振興という非常に重要な公共性、公益性を持っておるといふことをもって、この特殊性を考えさせていただいて、ワイナリーを指定管理者として指定させていただければというように、市としては判断したものであります。

2点目のパン工房につきましては、ワイナリーとは独立した形でパン工房は運営していただくように公募したいと考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第78号から議案第80号及び議案第82号、議案第83号、議案第100号、議案第101号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第81号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第6 議案第84号 平成25年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第85号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第86号 平成25年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第87号 平成25年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第88号 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第89号 平成25年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第90号 平成25年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第91号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第92号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第93号 平成25年度三次市病院事業会計決算認定について  
議案第94号 平成25年度三次市水道事業会計決算認定について

○議長(沖原賢治君) 日程第6、議案第84号から議案第94号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第84号から議案第94号までの議案11件について御説明申し上げます。

初めに、議案第84号平成25年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額442億8,395万6,614円、歳出総額430億2,966万5,039円、歳入歳出差し引き残額は12億5,429万1,575円で、このうち翌年度への繰越事業28件に係る繰越財源3億7,337万2,000円を控除した実質収支は8億8,091万9,575円であります。

まず、歳入から主なものを御説明申し上げます。

歳入歳出決算書2ページをお開きください。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて66億7,565万9,101円、これは昨年度決算に比べ4,845万5,195円、率にして0.7%の減となりました。

地方交付税は、普通交付税156億6,697万7,000円、特別交付税18億4,800万5,000円など、合わせて175億1,503万6,000円、昨年度決算に比べ2億9,008万円、1.7%の増となりました。

国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金、合わせて55億6,060万4,955円、昨年度決算に比べ、地域の元気臨時交付金などにより、20億1,692万5,951円、56.9%の増となりました。

県支出金は、県負担金、県補助金及び委託金、合わせて23億5,584万5,119円、昨年度決算に比べ2億172万4,186円、9.4%の増となりました。

市債は、市民ホール建設事業債、過疎地域自立促進事業債、道路新設改良事業債など、合わせて76億5,493万3,000円、昨年度決算に比べ16億6,811万9,000円、27.9%の増となりました。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

議会費は、3億1,594万9,631円、主な内容は、議員人件費、議会運営に係る経費であります。

総務費は、85億890万7,704円、職員人件費のほか、基金積立金、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、自治活動の支援に係る経費などあります。

民生費は、88億397万5,700円、高齢者福祉、障がい者福祉などの社会福祉費、保育所運営などの児童福祉費、生活保護扶助に係る生活保護費などあります。

衛生費は、32億2,510万5,756円、健康推進、環境保全、じんかい処理に係る経費などあります。

労働費は、1億9,891万7,328円、生活応援融資貸付金、職業訓練委託事業などあります。

農林水産業費は、23億3,667万2,889円、中山間地域等直接支払交付金事業、農業交流連携拠点施設整備事業などの農業振興費、小規模農業基盤整備事業などの耕地費、林道整備事業などの林業費であります。

商工費は、7億6,426万7,521円、商工業振興、融資預託関係事業、工場立地促進、観光交流推進事業に係る経費などであります。

土木費は、50億8,033万3,566円、市道・県道の新設改良、道路橋梁の維持管理、三次駅周辺整備、みよし運動公園大規模遊具等整備及び土地区画整理の事業などであります。

消防費は、14億1,480万6,766円、備北地区消防組合負担金、消防団及び防災に係る経費などであります。

教育費は、32億1,207万2,147円、小・中学校の耐震補強事業、三良坂小中一貫教育校整備、酒河小学校校舎増築等整備、文化振興などの社会教育費及びスポーツ振興事業経費などであります。

災害復旧費は、1億8,133万1,229円、農林水産施設災害、土木施設災害などの復旧に係る経費であります。

最後に、公債費は、89億8,732万4,802円、繰上償還金を含めた元金及び利子であります。

次に、議案第85号平成25年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額67億2,478万8,482円、歳出総額66億989万7,705円、歳入歳出差し引き残額1億1,489万777円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金などであります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金などであります。

年々増加傾向にありました被保険者1人当たりの医療費も、平成25年度では一般被保険者、退職被保険者ともに減少に転じましたが、財政面では引き続き厳しい状況にあります。今後も、医療費適正化事業や保健指導の充実、保険税収納の取り組み強化によって国保財政の安定的な運営を図ってまいります。

次に、議案第86号平成25年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

26ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額1億4,725万7,055円、歳出総額1億3,555万8,433円で、歳入歳出差し引き残額1,169万8,622円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、診療収入と国民健康保険特別会計、一般会計などからの繰入金であります。

歳出の主なものは、医業費など、診療所4カ所及び歯科診療所2カ所の運営に関するものであります。

地域に根差した医療機関として、住民の安全・安心の確保のため、引き続き地域医療の充実を図ってまいります。

次に、議案第87号平成25年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

32ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額69億8,715万1,453円、歳出総額69億3,237万2,438円で、歳入歳出差し引き残額5,477万9,015円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、一般会計からの繰入金等であります。

歳出の主なものは、介護サービス、介護予防サービス等に係る保険給付費、介護予防支援事業、包括的支援事業に係る地域支援事業費等であります。

引き続き、介護保険事業の健全な運営とサービスの質の向上及び介護予防の推進に努めるとともに、第6期高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画に基づいた事業を着実に実施してまいります。

次に、議案第88号平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額7億6,236万7,984円、歳出総額7億4,756万918円で、歳入歳出差し引き残額1,480万7,066円につきましては翌年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などあります。

次に、議案第89号平成25年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

48ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに7万4,090円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入歳出の内訳は、三次市土地開発基金の運用益に係るものであります。

次に、議案第90号平成25年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに23億2,354万6,809円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計からの繰入金などあります。

歳出の主なものは、下水道運営費、下水道事業費などあります。

実施しました主な事業は、三次処理区の十日市下原・中原・上原地区並びに南畑敷町の面整備工事、三次町願万地地区のマンホールポンプ設置及び圧送管布設工事、三次水質管理センター増設工事などあります。

特定環境保全公共下水道事業では、布野処理区において水質管理センターの増設工事に伴う詳細設計を行いました。

次に、議案第91号平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに5億5,403万2,968円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料、一般会計繰入金などであります。

歳出の主なものは、施設の維持管理等に要した経費であります。

次に、議案第92号平成25年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

66ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに9億7,963万5,651円で、歳入歳出差し引き残額は0であります。

歳入の主なものは、水道使用料、一般会計からの繰入金などであります。

歳出の主なものは、水道運営費、水道建設費などであります。

主な事業は、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町において老朽管の更新、配水管の布設、浄水場の電気機械設備の設置、浄水場の築造などを行いました。

次に、議案第93号平成25年度三次市病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計決算書1ページをお開きください。

平成25年度は、地域医療を支える中核病院として近年ますます複雑多様化する医療ニーズに積極的に対応し、安全・安心で質の高い総合的な医療を地域へ提供することに努めました。全国的な医師不足等により地域医療の崩壊が危ぶまれている中、市立三次中央病院は医師数の大幅な増員を図ることができました。

また、地域がん診療連携拠点病院としての機能の充実を図るため、緩和ケア内科の新設や化学療法室、内視鏡室の増築、改修工事を行うなど、医療レベル、質の向上とあわせて、経営基盤強化と経営効率化の推進に取り組みました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は81億3,731万2,611円、支出決算額は79億457万7,299円で、収入支出差し引き額は2億3,273万5,312円となり、この収支額から消費税及び地方消費税の税抜き処理を行った結果、当年度決算での純利益は2億3,195万5,448円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は3億6,512万5,000円、支出決算額は7億3,614万3,296円で、収入額が支出額に対して3億7,101万8,296円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填しております。

最後に、議案第94号平成25年度三次市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計決算書1ページをお開きください。

水道事業では、安全でおいしい水の安定供給を目的に、給水区域の拡張及び老衰管路の更新を計画的に推進しています。

平成25年度は、第4期拡張事業による給水区域拡張に伴う配水管布設、老朽管更新、老朽化

した寺戸浄水場油入変圧器の更新などの事業を実施しました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は8億8,492万8,305円、支出決算額は8億6,387万8,877円で、収入支出差し引き額は2,104万9,428円となり、この収支額から消費税及び地方消費税の税抜き処理を行った結果、当年度決算での純利益は421万6,594円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は4億9,004万6,250円、支出決算額は9億634万2,564円で、収入額が支出額に対して4億1,629万6,314円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって補填しております。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号平成25年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外10議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第84号外10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第95号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

議案第96号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（案）

議案第97号 平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第98号 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（案）

議案第99号 平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第95号から議案第99号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第95号から議案第99号までの議案5件について一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第95号平成26年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ13億8,712万6,000円を追加し、補正後の総額を428億8,516万2,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、旧三次長寿村解体事業について、周辺防災対策工事を含めて施設管理経費へ6,349万2,000円、減債基金積立金4億5,000万円ほか3基金への積立金、合わせて7億8,704万6,000円など、合わせまして8億5,618万3,000円を追加。

民生費は、布野保健福祉センター温水プール改修事業について、福祉保健センター経費へ3,992万円、後期高齢者医療過年度給付費負担金1,014万8,000円など、合わせて5,487万6,000円を追加。

衛生費は、高齢者肺炎球菌、水痘に係る予防接種経費として、1,400万6,000円を増額するなど、合わせて2,036万2,000円を追加。

農林水産業費は、農業交流連携拠点施設整備事業について、4,250万円、農地・水・環境保全向上対策事業について、1,553万2,000円を増額するなど、合わせて8,381万9,000円を追加。

商工費は、合併10周年記念プレミアムつき商品券発行事業補助金3,300万円を追加。

土木費は、市道などの修繕工事費1億2,000万円、県道新設改良工事費3,000万円、急傾斜地崩壊対策事業に係る経費1,761万5,000円など、合わせて2億4,765万2,000円を追加。

消防費は、オフトーク通信の宅内放送機器撤去に係る業務委託料423万4,000円を追加。

教育費は、みよし運動公園陸上競技場改修事業に係る経費8,700万円を追加。

次に、歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金は、小規模崩壊地復旧事業費分担金227万5,000円を追加。

国庫支出金は、がんばる地域交付金5億5,612万9,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金3,041万7,000円など、合わせて6億769万3,000円を追加。

県支出金は、小規模崩壊地復旧事業費補助金455万円、農林水産施設過年災害復旧費補助金4,501万7,000円など、合わせて5,821万円を追加。

財産収入は、三次ケーブルビジョン及び広島三次ワイナリー出資配当金、合わせて250万円を追加。

寄附金は、三次市開発公社解散に伴う清算寄附金139万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金4,063万6,000円を減額。

繰越金は、前年度繰越金6億5,513万6,000円を追加。

諸収入は、150万円を追加。

市債は、市民ホール建設事業債、庁舎改修等事業債など減額するものの、過疎地域自立促進事業債、臨時財政対策債などを追加し、合わせて9,905万8,000円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、みよし運動公園陸上競技場改修事業ほか1件を追加。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、過疎地域自立促進事業ほか3件について追加、市民ホール建設事業ほか10件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第96号平成26年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,908万9,000円を追加し、補正後の総額を64億4,843万1,000円にしようとするものであります。

主な内容は、退職者医療療養給付費等交付金過年度分返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第97号平成26年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,780万7,000円を追加し、補正後の総額を73億1,341万9,000円にしようとするものであります。

その内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費国庫支出金等過年度分返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第98号平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,488万6,000円を追加し、補正後の総額を7億9,811万9,000円にしようとするものであります。

その内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する平成25年度保険料等負担金精算金を追加しようとするものであります。

最後に、議案第99号平成26年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入について、繰入金を減額し、その同額を市債で計上しようとするものであります。予算の総額に変更はございません。

その内容は、事業の一部が単独事業から起債事業へ変更となったため、歳入の財源振り替えのみを行おうとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、布野水質管理センター増設事業を追加。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号平成26年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）外4議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第95号外4議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第102号 平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第102号平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第102号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第102号平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億6,260万円を追加し、補正後の総額を434億4,776万2,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、8月5日から6日、9日から10日、15日から17日及び22日にかけての豪雨による災害復旧等に係る経緯の追加補正であります。

まず、歳出から主なものを御説明いたします。

総務費は、広島市豪雨災害への義援金として100万円を追加。

農林水産業費は、土地改良区運営費補助金、小規模農業施設改良事業補助金、小規模崩壊地復旧事業に係る経費、合わせて3,330万円を追加。

土木費は、河川維持、しゅんせつ工事費500万円を追加。

消防費は、水防団員出場手当及び水防業務委託料、合わせて920万円を追加。

災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費、土木施設災害復旧費、その他公共公用施設災害復旧費、合わせて5億1,410万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

分担金及び負担金は、小規模崩壊地復旧事業費分担金、農林水産施設現年災害復旧費分担金、

合わせて4,489万7,000円を追加。

国庫支出金は、現年災害公共土木復旧費負担金1億2,272万8,000円を追加。

県支出金は、小規模崩壊地復旧事業費補助金、現年災害農地復旧費補助金など、合わせて1億1,190万5,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金1億5,447万円を追加。

市債は、防災対策事業債、現年災害農地復旧事業債及び現年災害公共土木復旧事業債など、合わせて1億2,860万円を追加しようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、防災対策事業ほか4件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、早期の災害復旧に取り組むために必要な経費として、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 災害復旧であります。箇所づけについて、明細にいただいてませんので、それは提示をしてもらえるものかどうなのかというのが1件と、それとこの工期を早期にやってもらうということで、いつぐらいをめどにこの災害復旧をやられようとしているのかお尋ねをしたい。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 土木関係の災害について申し上げます。

先ほどの提案のときに、4回ほど大雨が降ったということでございますけども、土木災害で影響が出たのは、そのうちの3回でございます。その3回をトータルいたしまして、まず公共土木施設復旧、いわゆる公共災害ですが、道路が21件、そして河川が20件、合わせて41件発生しております。内訳は、道路、河川合わせて申し上げますけども、旧三次が16カ所、君田が5カ所、布野が2カ所、作木が3カ所、吉舎が4カ所、三良坂が4カ所、三和が7カ所、甲奴は発生しておりません。

単独災害でございますけども、河川災害は大きな水が出ましたので、補助で採択される60万円をみんな上回る金額となっております。道路災害のみ13件発生いたしております。旧三次が8件、君田が1件、布野が2件、作木はありません。吉舎が1件、三良坂、三和ありません。甲奴が1件というふうになっております。

そして、できるだけ災害でございますので、特に早期に完成するように留意して進めてまいりたいと思います。

（産業部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡産業部長。

○産業部長（上岡譲二君） 農林関係の災害について報告させていただきます。

農林関係につきましては、8月5日から6日の豪雨によって発生したものでございます。

まず、公共債のほうから言わせていただきますと、農地の災害復旧でございますけど、124件発生しております。そのうち田が108件、畑が16件でございます。また、農業施設災害復旧、施設のほうでございますけど、68件発生しております。農道が22件、水路が35件、ため池が1件、農道橋が1件、頭首工が9件でございます。

それと、林業施設でございますけど、災害復旧業務委託料として上げておりますけど、崩土除去等の5路線で200万円を上げております。

続きまして、13ページの耕地総務経費のほうで土地改良区の運営補助金とその下の小規模農業施設改良事業補助金でございますけど、これは小災といいまして、公共災にならなかった部分の事業費を計上させていただいております。土地改良区の運営費の補助金のほうが81件、小規模農業施設改良補助金、これを40件上げさせていただいております。それと、小規模崩壊地復旧経費でございます。これは小規模崩壊地の復旧工事として7件、これは人家の裏山等の崖崩れの復旧の事業費でございます。

また、今後の早期発注のめどでございますけれど、大まかなスケジュールでしか申し上げられませんけど、10月の末ごろから11月の終わりにかけて災害査定があるかと思えます。その後、査定が終わりましたら、増嵩申請等の事務もありまして、実施設計に係るのが12月になってから、それに件数が多いので、実施設計を組みながら発注というような流れになると思いますが、年度末から年明けにかけて発注ということになります。件数も多いことから、年度内で全ての完成というのは難しいものというふうに考えております。しかし、できるだけ、農地と農業施設でございますので、早期に復旧するよう努力したいと思えます。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) この中では、教育委員会の所管するものとして、現年災害その他公共公用施設復旧経費1,130万円のうち、1,030万円分のものについて御説明をさせていただきます。

これは、8月5日から6日にかけて降った大雨による浸水で発生した被害の対応として、十日市親水公園の土砂、ごみ等の撤去業務の委託料が100万円、それから工事請負費として、三次町の稲荷町グラウンド、これも同じ8月5日から6日、大雨で浸水いたしました。このグラウンド復旧工事800万円、それから君田町君田グラウンドののり面の復旧工事、これも8月5日から6日の大雨でのり面のブロック部分が亀裂があったものが、大雨により浸水して拡大し、崩落の危険性があるということで、モルタル等で封入する工事を行おうとするものでございます。

それから、工事の時期についてでございますが、この親水公園、それから稲荷町グラウンドにつきましては、まだ今年度出水期があるというふうに想定しておりまして、すぐ工事をして、また出水期で浸水するということも含め、検討した結果、出水期を待って工事にかからせていただきたいというふうに考えております。それから、親水公園につきましては、来年1月から6月まで国土交通省の関係で中国地区の防水訓練の大会が開催が予定されております。このこ

とにつきまして、利用が中心になると。今の親水公園全体を更地にして、その訓練に備えるというふうに聞いておりますので、その期間について使用停止、またその後、復旧は国交省のほうで全て復旧を行うということでございますので、市として今回、本格的なグラウンドの復旧工事は予定をしておりません。したがって、この補正予算の中にも入れておりません。親水公園につきましては、川から上がった土砂、それから流木等ごみの撤去等を業務委託料で組んでいるのみでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は今回、議案第10号の補正予算(第3号)(案)に関して、災害に関係した補正予算でありますから、この内容については異議があるものではありませんけれども、広島市の土砂災害義援金100万円も含んでおりますので、関係して何点か質問させていただきたいと思います。

まず、この補正予算の中にもあります義援金100万円の額でありますけれども、県内であれだけ甚大な被害が起きた災害において、どうも100万円という額が適当なのかどうか。余りにも私自身は小さ過ぎて、もう少し三次市としても支援をする必要があろうかと思いますが、通常、こういう場合、県内の市長会等で協議をされてこう決められる場合が多いんだろーと思いますけれども、やはりこういう甚大な被害をこうむった災害でありますから、もう少し大きな心といいますか、市長会の中でもそういった議論をきちんと迅速にさせていただきたいと思いますが、この辺のところお聞かせいただきたいと思います。

それから、内容的には同じかもわかりませんが、もちろん消防署員でありますとか、医療チームも派遣されておるといのは、これは当然だろうというふうに思いますが、一方、職員の派遣であるとかというのがまだ行われてないとか、これ市長会を通じて今待ってるというような状況だろうと思いますが、これらも迅速にもっと早く、適切に、東北の震災等も経験しておりますから、広島市の指示を待ってとか市長会の指示を待ってとかという以前に、こういった活動はできないのかどうかというようなどころをお聞かせいただきたいと思います。

それから、ボランティアの関係で、個人でもボランティアで参加したいという方は何人もいらっしゃって、実際に行かれています方もいらっしゃいますが、実際には自分の車で行けなかったりとか、自分で手配して行かなければいけないとかといっても、なかなかその日のボランティアの受け付けにはならなかったとかというようなことがありますから、他市の状況を見ると、これ全部ではありませんけれども、少なくともホームページを見る限りでは、市のほうが社会福祉協議会と連携して、ボランティアバスを出して、その中で市民のボランティアを募ってその災害箇所には派遣をされておるとい事例もあります。三次市のほうではそういったものがいまだに見られません。どういうふうにお考えになってるかというのをお聞きしたいと思います。

他市では、例えば安芸高田市なんかでは、全国のボランティアの宿舎の提供を行うであるとか、今後、被災者、罹災者に対する住宅の提供を行うなど、その計画も既に行われておるとい

うふうに聞いておりますけども、こういったことに関して、三次市のほうでは、そのほかのボランティア、あるいは市としての対応、こういったことについてはどのように考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 義援金については、正式議題で決めた金額ではありませんが、おおむね非公式の中で金額の総額については14の市の中でおおむね三次市としても少額でない形でしたつもりでありますから、正式に議題として決めたものではないということだけは申し上げておきたいと思います。

また、人的な支援であります。冒頭に挨拶に申し上げましたように、三次としては、医療サイド、これは私が管理者でありますし、また看護師の派遣、さらにはあすから保健師の派遣というのは、市長会やあるいは広島市の要請に基づいてやっておりますし、人的には決して支援をしないということではありませんので、広島市も入った中で、広島市から本当に必要な分野の派遣をお願いしたいということの中で、こちらが待っておるわけでありまして、協力しないということをごさいますので、誤解ないようにひとつよろしくをお願いしたいと思います。

それと、ボランティアについては、総務部長のほうで答えさせていただきますが、今の宿舎については、私が知ってる中では、他の組織からその自治体のほうへ、例えば安芸高田市のほうへ要請があって、安芸高田市のほうで検討されているやにも聞いておりますので、当然ながら、要請があった場合は全面的に協力するというのは、広島市のほうへも、私もみずから行っておりますから、あらゆる面で協力します。要請してください。ただ人を誰でもいい、どこでもいい派遣というような状態でないんですから、そこらは状況を見ながら判断をさせていただきます。繰り返しになりますが、三次としては、広島市に対して全面的に協力するということが申し上げておることを明確に申し上げておきたいと思います。

以上であります。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) ボランティアの対応の件でございますけども、一般的に、今回の広島市の対応でも、社会福祉協議会が中心となってボランティアセンターを立ち上げます。その中で、全体的なボランティアの対応をしていくという形が、今回の広島市でもそうございました。そういった中で、窓口的には、先ほど例に出されましたけども、東広島市もそうでありまして、江田島市もそうありますが、社会福祉協議会としてどのように対応をしていくかというところが中心となってくるわけですが、今回、三次市の対応としては、社会福祉協議会と話もさせていただきましたが、福祉協議会として全体的にボランティアを募集をして派遣をするという、今回は対応をとらずに、社会福祉協議会の職員を、それこそ広島市のボランティアセンターでいろんなボランティアの方のお世話をするという人が必ず要りますから、そういったところへ社会福祉協議会の職員をまずは派遣をして、そういう対応をとったということで、一

般市民の方のボランティア募集をしてという対応までは、今回はとっていないというふうに伺っています。

それから、市の職員の派遣については、先ほども市長が申しましたが、市長会としてすぐに対応をとって、本市としても準備をしておりますが、もちろん受け入れのこともございますので、そこは市長会の事務局を通して、やはり広島市とどのような形でということが必要になってまいります。現状ではまだそこまでは行っていないということでございます。当然すぐに対応できるような手だてはしております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（16番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井議員。

○16番（亀井源吉君） 今回の補正に関しては直接は関係ないんですが、1つほど教えていただきたいと思います。

現年災害の林業施設の復旧事業のところへ土砂の除去業務委託というのがありますが、広島市で大きな土砂災害があったときには、例えば砂防堰堤とか治山堰堤とかというのがほとんどできてなかったということがあります。それで、三次の場合は砂防堰堤、治山堰堤、それぞれ幾つあるかわかりませんが、これらの満杯状態もかなりひどいんじゃないかと思うんですが、特に土木へお願いして、県へお願いして、除去できるもの、土砂の除去できるものも調査されているのかお伺いをいたします。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） ダムの関係では、砂防ダムとか治山ダムとかということで、砂防ダムについては県の北部建設事務所の関係になりますし、治山ダムは農林のほうの関係になります。砂防ダムについての話をちょっとさせていただきますけども、普通河川で砂防してした場合に、上流に砂防ダムがあるということで、県のほうは、砂防ダムの施工とその中にたまった土砂に対する対応をされるということが通例であります。ですから、たまった程度とかいろいろありますので、独自に私らが判断することができませんので、やはり北部建設事務所のほうへお願いをして、現地を見ていただいて、この状況でどうかということで、判断をいただくということになると思います。また、広島市の甚大な災害がありましたので、今までの従来の踏襲した考え方とは若干変化が見られるようなこともあるかもわかりませんが、やはりそれらを受けて、管理者である広島県に相談をして判断をしていただいたほうがいいと思います。

（16番 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井議員。

○16番（亀井源吉君） まず、判断は確かに県であろうと思いますが、地元として、満杯になっているというようなところもやはり調査し、適切に進言して除去していただくよう進言していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第102号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第102号平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）は原案のとおり可決されました。

ただいま可決成立いたしました議案第102号平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）につきましては、さきに予算決算常任委員会に付託されました議案第95号平成26年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）に先立って成立したものであります。ついては、三次市議会会議規則第43条に基づき、議長により、所要の計数整理を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第102号平成26年度三次市一般会計補正予算（第3号）について、議長により所要の計数整理を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 常任委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第9、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、予算決算常任委員に議長を除く全議員の25名を指名をいたします。よってただいま指名をいたしました議員を予算決算常任委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました本常任委員会の正副委員長につきましては、本会議終了後開催されます委員会において互選されますよう、年長委員の方にはよろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 請願第2号 消費税増税の見直しを求める意見書の提出について

請願第3号 消費税5%に戻すことを求める意見書の提出について

請願第4号 店舗・住宅等のリフォーム支援事業補助金の継続、充実及び増額を

## 求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第10、請願3件を一括議題といたします。

今期定例会において受理された請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第2号消費税増税の見直しを求める意見書の提出について、請願第3号消費税5%に戻すことを求める意見書の提出については総務常任委員会に付託いたします。

次に、請願第4号店舗・住宅等のリフォーム支援事業補助金の継続、充実及び増額を求めることについては産業建設常任委員会に付託をいたします。

これより決算に関する総括説明及び決算審査総体説明に入ります。

ここで監査委員であります杉原議員には一旦退席を願います。

〔15番 杉原利明君 退席〕

○議長（沖原賢治君） それでは続けさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「そのことを言わなきゃ、先。そのことを」と呼ぶ者あり）

それでは、田邊代表監査委員、杉原監査委員に入場をしていただきます。

〔代表監査委員 田邊宣昭君・監査委員 杉原利明君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 市長から決算に関する総括説明

○議長（沖原賢治君） 日程第11、増田市長から決算に関する総括説明を受けます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 平成25年度の三次市の一般会計の決算について御説明を申し上げます。

平成25年度における国内の経済情勢は、穏やかな景気回復が見られ、長引くデフレ状況にも変化が見られるものの、海外需要の伸び悩みなどにより、本格的に回復しているとは言えない状況にありました。

市政の運営においては、行財政改革大綱及び推進計画の着実な取り組みの中で、財源の確保や経費節減に努め、新市まちづくり計画、実施計画、財政計画に基づき、道路、上下水道などの生活基盤整備、市民ホール、三次駅周辺整備事業の都市基盤整備、三良坂小中一貫校整備、酒河小学校校舎増築等整備、新庁舎建設などを重点的に行いました。

基金については、財政調整基金へ約2億6,000万円、地方債の繰上償還の財源のための減債基金へ5億2,000万円を積み立て、財源の確保を図りました。

また、地方債の繰上償還を約14億6,000万円を実施し、後年度の負担軽減に努めました。

決算の概要について申し上げますと、一般会計の歳入総額は442億8,396万円、歳出総額は430億2,967万円で、歳入歳出差し引き残額は12億5,429万円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源3億7,337万円を除いた実質収支は8億8,092万円の黒字であります。

決算数値を見ますと、歳出総額は、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、三良坂小中一貫教育校整備事業、三次駅周辺整備事業などの事業推進により、前年度比較で10.8%増の決算となりました。

一般会計に係る基金総額は、平成25年度末で155億3,128万円となり、前年度に比べ18億2,950万円の増額を行いました。

主な財政指標を見ますと、経常収支比率は94.0%から91.1%、実質公債費比率は13.1%から12.6%、将来負担比率は69.6%から49.6%に改善しております。

次に、決算に係る事業の概要について、第1次三次市総合計画の施策項目ごとに御説明を申し上げます。

子どもの分野の子育ての面では、誰もが安心して産み育てることのできる総合的な子育て支援体制の充実を図るため、妊娠から出産、育児に係る費用について助成し、経済負担の軽減を図るとともに、放課後の子どもの居場所づくりや子ども発達支援センターの充実などに取り組みました。また、親子で安心して遊べる場として、みよし運動公園憩いの広場内にみよしあそびの王国を整備しました。

教育の面では、みよし教育ビジョンに基づき小中一貫教育を計画的に推進するとともに、グローバル社会の中で活躍できる人材育成のため、小・中学校へALT、外国語指導助手やJTE、日本人外国語指導教員を計画的に配置し、外国語教育の推進に積極的に取り組みました。また、安全・安心な学校環境整備のため、耐震化工事を進め、建設中の三良坂小学校を除く全ての校舎での耐震化が完了しました。

健康・福祉分野では、保健の面では、住みなれた地域で誰もが健康で生きがいを持ち安心して生き生き暮らせるよう、「いきいき健康日本一のまち」を目指し、健康寿命の延伸を目的として、ウォーキングを中心とした健康づくりや生活習慣病予防の事業に取り組みました。また、保健・福祉・医療の連携、支援システムを確立するため、平成25年7月に一般社団法人地域包括支援センターみよしを設立し、10月から業務を開始しました。

福祉の面では、高齢者や障がい者が住みなれた地域で自立した生活が送れるように、介護予防と自立支援を目的とした元気ハツラツ教室など在宅福祉サービスの充実にも努めるとともに、引き続き障害福祉サービスの利用者負担の軽減を行いました。

医療の面では、安心して充実した医療サービスを受けることができるよう、夜間や休日、初期1次救急として、三次市休日夜間急患センターを整備しました。基幹病院である市立三次中央病院に緩和ケア内科を新設し、がん診療の機能の充実を図るとともに、MRIなどの医療機器の充実にも努めました。

また、国民健康保険財政の安定化に努めました。

文化、学習分野では、住民自治、生涯学習の面では、三次市まち・ゆめ基本条例を基本に、住民自治組織の地域まちづくりビジョンの実現に向けた取り組みへの支援などを行いました。また、がんばる地域・産業施設整備支援事業補助金、がんばる地域支援事業補助金により、頑張る市民の皆様を支援しました。また、図書館活動として、ころぶっくる号の市内全域での運

行など、利用促進に努めました。

芸術文化の面では、奥田元宋・小由女美術館を初めとする4館で連携を図りながら、美術館事業を展開しました。また、三次市歴史民俗資料館を改築し、辻村寿三郎人形館をオープンしました。

市民の芸術文化活動の拠点である市民ホールの建設工事に着手するとともに、指定管理者を決定し、愛称はきりりとしました。また、三次市民ホールプレイベント実行委員会を設置し、市民の機運醸成に努めてまいりました。

平和、人権、男女共同参画の面では、男女共同参画社会への意識啓発や学習機会の提供を行うとともに、平和のとうとさを次世代へ継承するため平和祈念事業を実施しました。

スポーツの面では、スポーツのまち三次の実現を目指して、子どもから大人までスポーツに親しみ、スポーツを通じた活力あるまちづくりを展開するため、三次市チャレンジデー2013を実施し、市民のスポーツ参加のきっかけをつくるとともに、交流人口の拡大の取り組みとして、新たに三次市スポーツ合宿助成事業を実施しました。

また、スポーツを通して子どもの夢を応援するため、本市の多様なスポーツ施設を生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致に取り組むこととしました。

産業、経済の分野では、観光施策の面では、中国横断自動車道尾道松江線の北部開通のインパクトを生かしながら、オール三次観光推進プロジェクトの戦略に基づき、看板設置、高谷山の駐車場整備など事業を展開しました。また、新たに山陰方面を中心としたPR活動や三次市観光宿泊助成事業を実施し、宿泊客や観光消費額の増加に努めました。

農林畜産業の面では、農業生産力の強化、販売力の強化を狙い、農林水産物等の生産から販売をつなぐ役割を担う施設として農業交流連携拠点施設の整備を進めました。意欲ある担い手や後継者の育成、経営の効率化を目指し、集落ぐるみで農業経営が可能となる集落法人の設立を初め、認定農業者の規模拡大の支援を行いました。また、畜産経営の支援や中山間地域等直接支払交付金事業、鳥獣被害防止対策事業や、さらなる地域農業の振興を図るため、農業基盤整備を初めとする各種事業を実施しました。

商工業の面では、活気とにぎわいあふれる商店街の再生、元気な店づくりを進めるため、空店舗の解消や特色あるイベントの開催支援など、ハード、ソフト両面から事業の推進に努めました。

安定的かつ継続的な雇用の場の確保を目指して積極的な企業誘致活動を展開し、三次工業団地ほか3社の進出が決定しました。また、新たに創設した女性・シニア起業支援事業を利用し、7の方が起業されました。

環境分野の環境保全、資源循環の面では、地球温暖化防止対策として住宅用太陽光発電施設などの導入経費の補助を行いました。また、廃棄物処理施設の整備については、焼却施設の長寿命化計画に基づいた改良計画及び最終処分場の安全と安定を確保するための機能強化を図りました。

防災、安全の面からは、全ての市民が安心して暮らせるよう、消防団施設、車両の充実や防

災情報等伝達システムの整備を行い、災害に強いまちづくりに努めました。また、防犯環境の向上とCO₂削減等のため、LEDの防犯灯整備補助を行いました。

地域交通の面からは、市民の生活交通確保の観点から、過疎地有償運送さくぎニコニコ便、市街地循環バスくるるん、三次市民タクシー制度利用組合などに支援を行いました。また、高齢者ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援する高齢者運転免許自主返納支援事業を開始しました。

中国横断自動車道尾道松江線は、吉舎インターチェンジから三次東ジャンクションインターチェンジまでの間が供用開始され、開通記念イベントを実施しました。また、地域の道路交通網の安全性と信頼性を確保し、修繕及びかけかえに係る費用の縮減を図るため、本市が管理する橋梁の5年に1回の定期点検を順次行いました。

都市分野では、三次駅周辺事業として、三次交通観光センターが完成し、一部供用開始をしました。みらさか土地区画整理事業においては、土地の使用収益の開始を行いました。

三次町活性化検討事業においては、三次地区のまちづくりを考える会でのワークショップにより、施設整備のコンセプトや拠点施設に導入すべき機能を整理し、三次市文化会館の跡地利用及び拠点整備の基本構想としてまとめました。

市民生活の安全と安心を確保し、住環境の向上を図るため、老朽危険建物除却促進事業を行いました。

また、交流、定住対策として、都市住民を初めとする市外の人との交流促進や市外からのUIJターンを促進するため、みよし田舎ツーリズム協議会の活動支援や空き家情報バンク事業などを実施しました。

市民ニーズに対応した行政サービスの提供、市民生活のセーフティーネットとしての役割を果たすことなどを目的として、老朽化した市役所本館の建てかえ工事を行う新庁舎建設事業を進めました。

また、新たに政策推進懇話会を開催し、特に若い人との対話の機会拡充を図りました。

目指す町の像を、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」とする第2次三次市総合計画を策定しました。

職員のさらなる成長、組織の活性化を目的に、三次市版人事評価制度、対話型職員育成制度を構築、実施しました。市民に信頼される職員の育成と市民の期待に応える市役所づくりに引き続き取り組みます。

今後とも、十分に施策や事業を厳選し、着実かつ速やかに取り組むとともに、財政運営の健全化に努めてまいり所存でありますので、議会の皆様初め、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

時間の関係上、早口で申し上げましたが、総括説明とさせていただき、それぞれの会計の認定をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 監査委員から決算審査総体説明

○議長（沖原賢治君） 日程第12、田邊代表監査委員から決算審査総体説明を受けます。

（代表監査委員 田邊宣昭君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 田邊代表監査委員。

〔代表監査委員 田邊宣昭君 登壇〕

○代表監査委員（田邊宣昭君） 代表監査委員の田邊宣昭でございます。

議員の皆様方におかれましては、市民の代表といたしまして、市民の思いが市政に日々反映するよう、御尽力をいただきまして、この場をおかりいたしまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、25年度決算等の審査につきまして、その執行状況等につきまして、杉原利明委員と合議いたしましたので、兩名を代表いたしまして、私のほうより意見を述べさせていただきます。

その前に、1つ訂正がございますので、けさほど正誤表をお渡しになったと思いますけども、こちらの三次市一般会計、特別会計歳入歳出決算のほうの28ページ、簡易水道事業会計でございますけども、28ページの歳入の一番上です。収入済額は予算現額の「95.4%」とこちらに書いてありますが、これを「95.5%」と御訂正ください。まことに申しわけございませんでした。

それでは、審査の概要につきまして報告させていただきます。

審査の対象は、平成25年度三次市一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書、各基金の運用状況、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、平成25年度三次市公営企業会計決算であります。

審査の期間は、平成26年7月18日から8月20日まででございます。

審査の方法は、平成25年度各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに公営企業会計における決算書、財務諸表等につきましては、関係法令に準拠して調製されているかどうかを確認し、計数が関係諸帳簿と符合しているかを照合し、必要に応じて、関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

そして、健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきましては、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認いたしました。

また、現金預金残高並びに証書類等の確認につきましては、定期監査あるいは例月出納監査の結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計の歳入歳出決算書及び附属資料等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

各会計の数値、計数等の報告につきましては、お手元の意見書のとおりでございます。

それでは、総体的な意見を述べさせていただきます。

先ほど来、市長さんの御報告と重複するところもございますけども、三次市の財政健全化を

判断する各指標の数値は、財政力の強弱を示す財政力指数は0.332、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.1%、公債費やそれに準ずる義務的財政負担の状況をあらわす実質公債費比率は12.6%、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率であります将来負担比率は49.6%となっており、財政健全化を判断する4指標はいずれも基準値を超えるものではございません。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、前年度よりも改善が見られました。これは、行財政改革が計画的かつ効率的に実施され、財政運用が適切になされているものと推察いたします。

しかしながら、自主財源の構成比率は前年度に比べまして2.6%減少し、依存財源の比率が2.6%増加しており、今後財政運営におきましても、合併特例措置の廃止により、年々財源確保は厳しさを増すことが予測されます。

なお、一般会計と特別会計合わせた市債の現在高は782億2,604万1,410円であり、前年度末に比べると11.5%減少しております。なお、14億5,880万2,378円の長期債の繰上償還をされましたことは評価されるものでございますが、引き続き将来負担等も視野に、計画的な管理と着実な経費の縮減に努めていただくよう要望するものでございます。

また、市税と一般会計における収入未済額は、前年度に比べると2.2%減少し、特別会計の保険料等の収入未済額は前年度に比べて7.8%減少しております。これは適正な債権管理のもと、効果的な施策と収納体制の強化を図られたことによるものでありますが、引き続き財源の確保と負担の公平、公正性の観点から滞納防止、収納率の向上に取り組まれるよう望むものでございます。

次に、公営企業会計でございます。

まず最初に、水道事業会計であります。

関係者の努力により、純利益が確保されているものの、今後は楽観できない状況にあります。今年度の純利益は421万6,594円で、前年度に比して1,062万3,605円、率にして71.6%減少しております。理由といたしましては、費用面では、配水、給水費や企業債支払い利息などが減少したものの、収益である給水収益、他会計補助金などがより多く減少したことにより、当期純利益が前年度に比べまして減額となっております。

また、有収率は83.4%で、前年度と比して1.3ポイント低下しているため、引き続き漏水調査、管路診断に万全を期していただくようお願い申し上げます。

次に、水道の原価を分析してみますと、1立方当たりの販売原価は販売価格を上回り、今年度も販売損を生じております。これは業務の民間委託及び人件費の削減等により、経常費用の削減には努められておられますけれども、これ以上に拡張工事や老朽化した施設の更新など、設備投資事業に伴い、減価償却費が増大しており、一方では、水道料金体系が平成9年度以降据え置かれていることも販売損を生ずる一因となっております。

なお、給水戸数は1.4%、給水人口は0.6%と、いずれも前年と比して増加しておりますが、環境保全の一環として、市民や企業の節水意識の向上や節水器具の普及等により、給水収益の大幅な増加は見込める状況ではございません。また、近い将来、市の特別会計である簡易水道

事業会計が上水道の企業会計に統合を予定されておりますことから、財産基盤に影響を与える要素も山積しております。

今後、事業運営に当たっては、拡大化された上水道企業会計で安定した経営を維持するためにも、経営基盤の強化に取り組まれるよう、計画的な料金体系の見直しや優先度の高い事業を重点的实施するなど、中・長期的に立った財政運営に努められるよう切望いたします。

これまでの事業運営を検証する中で、平成21年度に作成された三次市地域水道ビジョンの見直しをかけながら、より一層合理的、効率的な経営に努められ、危機管理体制の強化も含め、安全で良質な水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう望むものでございます。

次に、病院事業会計でございます。

病院事業をめぐる環境は深刻な医師、看護師不足、急速な高齢化の進展などにより、厳しい状況が続いております。こうした状況の中、市立三次中央病院では、患者中心の良質な医療サービスを効率的に提供することを重点課題として諸施策に取り組まれておられます。医療スタッフにつきましては、医師数を増員し、診療体制の充実を図られ、看護師については、看護師配置基準の7対1を目前に、継続して増員に向けて取り組まれておられました。その結果、現在では、その目標を達しておられますことは大いに評価できるものでございます。県北地域の拠点病院として、安心・安全な医療を提供するためにも、医療スタッフの確保と充実は重要な課題であります。今後も最善を尽くされるようお願いいたします。

患者数の動向につきましては、入院患者数は年間延べ11万1,994人で、前年に比し3,271人、率にしまして2.8%減少しております。外来患者数も年間17万6,260人でありまして、前年に比して5,142人、率にして2.8%減少しておりますが、当年度の病院事業会計の決算状況につきましては、2億3,195万5,448円の純利益、累積した未処分利益剰余金は9億6,168万1,646円となっており、極めて安定した経営に努められておられます。

なお、市立三次中央病院は県北地点の拠点病院としても大きな役割を担われており、当年度は、3テスラMR I機器を導入し、人工透析装置を刷新されるなど、診療機能の充実を図られておられます。

今後も、施設設備の改修や更新、医療機器の更新に伴う経費などの多額の費用が必要になってまいります。それらを十分に精査され、計画的に実施されるとともに、県北地域の拠点病院として、患者や地域の声に耳を傾けながら、「私たちは地域の皆様から信頼され、親しまれる病院を目指します」の基本理念のもとに、安定経営の持続に努めるよう要望いたします。

以上、平成25年度各会計決算審査につきまして意見を申し述べさせていただきました。

終わりに当たり、今年度は合併10周年の節目を迎え、また市民ホール、市役所新庁舎等が完成すると伺っております。今後の財政運営におかれましても、事業の取捨選択を行われ、より一層の効率的な事業の執行に努めていただき、さらなる企業誘致や観光施策等による財源の確保につながる基盤整備を推進され、市民が幸せを実感できるよう、安定した行政サービスを継続して提供されるよう切望するものでございます。

なお、議員の皆様方におかれましても、三次市の将来の方向性を見きわめ、行財政運営に一層の監視をお願いいたしまして、私の御報告とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

監査委員の皆様には、大変お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

遅くまで御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時47分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年9月5日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 須山敏夫

会議録署名議員 吉岡広小路